

国際日本文化研究センター職員証に関する申合せ

令和元(2019)年	7月10日	所長裁定
令和6(2024)年	12月26日	最終改正

(趣旨)

第1 この申合せは、国際日本文化研究センター職員証（以下「職員証」という。）の発行、再発行その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2 職員証は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の職員に対し所長が発行するものとする。

(有効期限)

第3 職員証の有効期間は、以下のとおりとする。

- (1) 有効期間は発行の日から別に定める。
- (2) 退職等によりセンターの職員でなくなった者の職員証は効力を失する。

(様式)

第4 職員証の様式は、別紙様式1のとおりとする。

(事務処理)

第5 職員証に関する事務は、総務課において処理する。

(貸与・譲渡の禁止)

第6 職員証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(再発行)

第7 職員証を発行された職員は、以下のいずれかに該当するときは、速やかに総務課に届け出るとともに、紛失の場合を除き職員証を添えて別紙様式2により再発行申請を行うものとする。

- (1) 職員証を紛失したとき
- (2) 職員証を著しく損傷したとき
- (3) 職員証の記載事項に変更があったとき

(返納)

第8 職員証を発行された職員は、下記のいずれかに該当するときは、速やかに職員証を返納しなければならない。

- (1) 退職等によりセンターの職員でなくなったとき。
- (2) 職員証の有効期間が満了したとき。
- (3) 職員証の再発行を受けた後において、紛失した職員証を発見したとき。

(その他)

第9 この申合せに定めるもののほか、職員証に関する必要な事項は所長が定める。

附 則

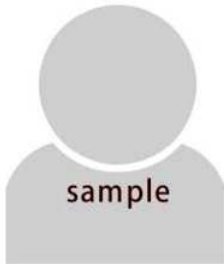
この申合せは、令和2(2020)年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和7(2025)年4月1日から適用する。

別紙様式 1

(おもて) ※5年ごとに青色、緑色に変更。色は別に定める。

 International Research Center for Japanese Studies	
国際日本文化研究センター職員証	
氏名 日文 太郎 NICHIBUN Taro	
番号 01234567	
有効期限 年 月 日 上記の者は本センター職員であることを証明する。 年 月 日発行	
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター 所長	

(う ら)

【注意事項】

- ・このカードは他人に貸与又は譲渡しないこと
- ・紛失、損傷した場合は、速やかに総務課に届け出ること
- ・記載事項に変更が生じた際は、必ず届け出ること
- ・更新、退職時は、直ちに返却すること

本証を拾得した方はお手数ですが、以下にご連絡ください。
 国際日本文化研究センター 総務課
 075-335-2222(代表)

別紙様式 2

年 月 日

職員証紛失等届兼再発行願

国際日本文化研究センター 所長 殿

所 属

職 名

氏 名

下記のとおり紛失等がありましたので届け出ます。
ついては、職員証を再発行くださるようお願いします。

記

- 1 事 由 ア 紛失のため。
 イ 損傷・汚損等により使用に耐えなくなったため。
 ウ 記載事項の変更のため。
 (変更内容：)

- 2 発生年月日 年 月 日